

第3回 政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議 事項書

令和8年6月26日
601特別委員会室

1 各会派から提出された意見等に係る方向性等について

2 その他

<配付資料>

資料1 政務活動費ガイドラインにおける各会派提出意見等の整理

※別紙1～別紙3あり

資料2 各会派提出意見等について

※別紙1～別紙3あり

資料3 令和元年度以降の政務活動費収支報告書の修正届報告状況

政務活動費ガイドラインにおける各会派提出意見等の整理

政務活動費ガイドライン（令和 8 年 3 月版）の目次

はじめに

I 政務活動費の交付制度

- 1 地方自治法の改正
- 2 条例の制定
- 3 政務活動費とは

II 透明性の向上に向けた取組

- 1 使途の透明性を求める動き
- 2 本県議会における自発的な研究
- 3 すべての領収書等を公開する条例改正
- 4 より具体的な使途基準
- 5 議員個々による情報公開

III 政務活動費の実務

- 1 概 要
- 2 具体的な事務の流れ
- 3 収支報告書に添付する証拠書類等

IV 使途基準

- 1 使途基準について
- 2 政務活動費を支出することが不適切と考えられる例
 意見・検討事項あり
- 3 按分に係る経費の取扱い
- 4 旅費の運用について 意見・検討事項あり
- 5 政務活動費の支出の可否 意見あり
- 6 記載例等

V 海外政務活動参考資料

外国旅行の旅費の取扱いについて（総務部長通知）

※以下、意見・検討事項がある項目を抜粋し、意見等を整理

IV 使途基準

1 使途基準について

政務活動費の使途基準は、施行規程第5条により別表に定められています。

2 政務活動費を支出することが不適切と考えられる例

(1) 政務活動費を充当するのに適さない例

(参考資料：平成25年2月19日 全国議長会資料)

【検討事項】

現在のガイドラインでは、平成25年2月に全国都道府県議会議長会から示された「政務活動費の運用に係る考え方」を参考としているが、平成25年以降の政務活動費を取り巻く状況の変化を踏まえ、平成30年2月に同議長会から、各都道府県議会における政務活動費の運用に際してのガイドラインとして整理したものとして、改めて「政務活動費の運用に係る考え方」が示されており、「政務活動費を充当するのに適さない例」についても「政務活動費の対象とするのに適さない例について」として内容が更新されている（別紙1参照）が、＜三重県議会決定事項＞も含め、改めて三重県議会としての内容を検討する必要があるか。

具体例

① 政党活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例：・党活動、党大会への出席

- ・県連（政党等）活動
- ・政党構成員として招待された式典、会合への出席
- ・政党の広報紙・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送等の経費
- ・政党組織の事務所の設置維持経費（人件費を含む）
- ・党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等
- ・政党、会派の役員経費（専従役員に対する給与、各種手当等）等政党の経費

② 選挙活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例：・衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動経費、選挙ビラ作成経費

- ・上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費（公認推薦料、陣中見舞い等）

③ 後援会活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例：・後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等の経費

- ・後援会活動としての報告会等の開催経費、後援会主催の県政報告会経費

④ 私的活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例：・団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席

- ・慶弔餞別費等（病氣見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費）

- ・冠婚葬祭への出席費用（葬儀・祝賀会・結婚式・祭り・祭祀・祭礼等）
- ・宗教活動経費（檀家総代会・報恩講・宮参り等）
- ・観光・レクリエーション・私的な用務等による旅行経費
- ・親睦会等のための経費
- ・議員個人の私的な目的のために使用する経費

⑤ 飲食・会食を主目的とする各種会合の出席費用の支出

⑥ バー・クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費

⑦ 議員が他の団体（農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等）の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席費用の支出

⑧ 公職選挙法やその他の法令等制限に抵触する事項に係る経費の支出

例：公職選挙法第199条の2の寄附に該当する経費（お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、食事の提供）

⑨ 事務所として使用する不動産の購入、建築工事費への支出

⑩ 政務活動に使用する自動車の購入、修理点検費の維持費への支出

⑪ 政務活動に直接必要としない備品等の購入、リース代への支出

例：絵画、冷蔵庫、衣服等

<三重県議会決定事項>

①に関連して

党主催の行事であっても、一般県民を対象とした講演会等、政務活動に資する内容のもので、かつ説明責任をしっかりと果たせるものであれば、政務活動費へ計上できます。

⑤、⑥に関連して

会食を伴う懇談会等の参加負担金は、政務活動費に計上しないこととします。

ただし、会議部分のみの負担金が領収書に明示されている場合は、その部分についてのみ計上できます。

なお、これまでのガイドラインでは、挨拶、会食やテープカットだけの出席費用は、政務調査費を充当するのに適しないとしてきましたが、今回の法改正により全国議長会の「政務活動費を充当するのに適さない例」から削除されました。

本県においては、従来から行事出席の際には意見交換等が行われており、今後も県民意思の把握（条例第2条）に寄与しない行事への出席は想定されないことから、あえて適さない例には記載しないこととします。

【会派提出意見】

会派総会、研修会、会議開催時の議員の食事代は政務活動費に計上しないこととなっているが、政務活動に係る会合及びそれに連続した懇親会での飲食の場合は、可としたい。

（自民党県議団）

⑪に関連して

備品とは三重県会計規則の規定（購入価格が5万円以上のもの。ただし、P C、サーバ及び外付け型記憶装置は金額にかかわらず備品になります。）によるところとするが、備品購入については、所有権や備品管理等複雑な問題が多く、社会通念上高額と認められる物品等の取得経費は、資産形成のための支出とみなされる恐れがあることから政務活動費への計上は慎重に判断することとし、どうしても必要な場合は、所有権や備品管理等の問題が発生しないリース契約が望ましい。

○政務活動費に計上できる備品

- ・政務活動に直接必要な事務用機器に限る
- ・汎用機種とし、極端に高価なものを除く

○リース契約の場合

- ・政務活動での使用頻度により按分
- ・リース契約書の写しを証拠書類として収支報告書に添付

○購入の場合の計上方法

- ・所得税法上の耐用年数を議員残任期で月数按分し、かつ政務活動での使用頻度により按分する。
- ・政務活動費への計上月数未満で議員を辞する場合又は、当該備品を処分する場合は、政務活動費計上額のうち残月数相当額を返還することとする。ただし、購入月、辞職月又は処分月は使用していたものとみなす。

(例)	任 期	R元. 4～R5. 4	
	購入時期	R3. 7	
	議員の残任期	22ヶ月 (R3. 7～R5. 4)	
	購入金額	100,000円	
	耐用年数	4年 (48ヶ月)	
	政務活動での使用頻度	50%	の場合

ア. R3年度政務活動費計上額

$$100,000円 \times 22ヶ月 / 48ヶ月 = 45,833円$$
$$45,833円 \times 50\% = 22,916円 \cdots \text{計上額}$$

イ. R4. 10議員辞職した場合

$$22,916円 \times 6ヶ月 / 22ヶ月 = 6,249円 \cdots \text{返還額}$$

○購入の場合の留意点

- ・政務活動費で備品を購入した場合は、会派及び議員において台帳（参考様式第2）により整理し、写しを議長に提出する。
- ・会派及び議員は、政務活動費を充当して購入した備品を処分等する場合は、その旨を議長に届け出ることとする。
これは、耐用年数を経過した場合であっても同様とする。
- ・政務活動に必要な備品が生じた場合は、所有権の問題が発生しないリース契約が望ましい。
- ・備品を購入していた議員が改選により再選した場合、その備品の耐用年数の残存期間があつたとしても、その年度に残存期間分の経費を計上することはできません。

※参考様式等 （略）

(2) 会費として支出するのに適さない例

(参考資料：平成25年2月19日 全国議長会資料)

【検討事項】

現在のガイドラインでは、平成25年2月に全国都道府県議会議長会から示された「政務活動費の運用に係る考え方」を参考としているが、平成25年以降の政務活動費を取り巻く状況の変化を踏まえ、平成30年2月に同議長会から、各都道府県議会における政務活動費の運用に際してのガイドラインとして整理したものとして、改めて「政務活動費の運用に係る考え方」が示されており、「会費として支出するのに適さない例」についても内容が更新されている（別紙2参照）が、改めて三重県議会としての内容を検討する必要があるか。

具体例

- ① 団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費
- ② 個人の立場で加入している団体などに対する会費等
例：町内会費、公民館費、壮年会費、PTA会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブ会費等で議員個人に本来帰属する会費
- ③ 党（県連）本来の活動にともなう党大会、党費、党大会賛助金等
- ④ 議会内の親睦団体（議員野球部、ゴルフ倶楽部等）の会費
- ⑤ 他の議員の後援会や祝賀会、政治資金パーティーなど選挙活動のための会合に出席する会費
- ⑥ 宗教団体の会費
- ⑦ 冠婚葬祭の経費
例：結婚式の祝儀・会費、香典、祝賀会の会費、祭り・祭祀・祭礼の経費等
- ⑧ 親睦または飲食・会食を主目的とする各種会合の会費
- ⑨ 意見交換を伴わない会合の参加費

(3) その他

＜三重県議会決定事項＞

- ① 会派総会、研修会、会議開催時の議員の食事代は政務活動費に計上しないこととします。

なお、研修会への招聘講師等の食事代は計上できるものとします。

また、選挙区内での県民への食事等の提供については、公職選挙法に留意してください。

- ② 政務活動中の議員の食事代は、政務活動費に計上しないこととします。

【会派提出意見】

(再掲)

会派総会、研修会、会議開催時の議員の食事代は政務活動費に計上しないこととなっているが、政務活動に係る会合及びそれに連続した懇親会での飲食の場合は、可としたい。

(自民党県議団)

3 (略)

4 旅費の運用について

(1) 旅費の支出基準

政務活動費による旅費の支給基準については、公費出張との整合性を図るため、「三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の支出基準を参考にするものとします。

なお、行程及び料金については、政務活動の実態に応じた行程及び料金とします。

① 鉄道賃、船賃、航空賃、バス運賃・・・実費とします。

② 宿泊料・・・上限付き実費とします。

※ 上限額は、「国家公務員等の旅費支給規程」の基準額別表第二の一表の区分の欄に掲げる地域に応じ、それぞれ同表の職務の級が内閣総理大臣等の欄に掲げる額となります。

③ 宿泊手当・・・2,400円/夜

※ 宿泊を伴う旅行に必要な諸経費に充てるための費用として、「国家公務員等の旅費支給規程」の別表第三の一の表に掲げる額(2,400円)となります。

ただし、次の場合は額が減額されます。

宿泊費について、朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合・・・別に定める額の3分の2(1,600円)

宿泊費について、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合・・・別に定める額の3分の1(800円)

④ タクシー代、レンタカー代、有料道路代、駐車場代・・・実費とします。

※ タクシー代は、目的地内を移動するために特に必要とする場合に利用することができます。なお、目的地内とは行き先の市町村内、東京都の場合は23区内です。

＜タクシーの利用例＞

- ・他に利用できる交通手段がない、または他に交通手段があっても運行本数が少なく、タクシーを使わないと政務活動に支障が生じる場合
- ・訪問箇所が多数あり、時間的にタクシーを使わないと政務活動に支障が生じる場合
- ・その他、タクシーの利用を相当とする合理的理由がある場合

⑤ 車賃・・・23円/キロメートルとします。

※ 自家用車を使用した旅費の計算に使用します。移動距離に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てて計算します。

【会派提出意見】

近年の物価や燃油価格の高騰を鑑みて、23円/キロを見直してはどうか

(新政みえ)

近年、ガソリン価格は原油価格などの影響により大きく変動しており、地方においては自家用車での移動が不可欠であることから、議員活動にも直接影響を及ぼしている。

しかし、現行制度は基準が固定的で、実勢価格との乖離が生じやすく、実態に即した経費計上が難しい状況にある。

このため、ガソリン代については公表されている平均価格等の客観的指標に連動させたり、定期的な見直しや急激な価格変動への柔軟な対応が可能な仕組みを導入すべきである。

(自由民主党)

※政務活動費による旅費の支給基準については、公費出張との整合性を図るため、「三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の支出基準を参考にすることとされており、政務活動費における車賃の支出基準を見直す場合には、その基本的な考え方との整理が必要である。なお、同条例では、旅費の支給に関しては、一般職に属する県職員の例によると規定しており、23円/キロメートルという基準は、「職員等の旅費に関する条例施行規則」に基づくものである。

【参考：三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の基準】

① 鉄道賃、船賃、航空賃・・・実費

② 宿泊費・・・上限付き実費支給

③ 宿泊手当・・・宿泊を伴う旅行に必要な諸経費に充てるための費用（一夜あたりの定額）

④ その他の交通費（バス運賃、タクシー代、レンタカー代、有料道路代、駐車場代）・・・実費

※ タクシー代、レンタカー代、有料道路代、駐車場代は、公務のため特に必要とするものに限る。

⑤ その他の交通費（車賃）・・・23円/キロメートル

※ 1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

旅費の支出については、一定の基準で整理されていることが望ましく、年度を通じて同一の運用をすることが望ましい。

(2) 旅費の支出時の注意点

① 重複受給の禁止

当然ですが、公費から旅費の支給があった日に、重複して政務活動費から旅費を支出することはできません。

具体例として、次のようなものが重複受給となります。

例：公費から支出されている行程と重複する分の交通費

(3) 旅費の支出に係る事務処理

旅費については、個別の公共交通機関の領収書に替えて、旅費等支出計算書を添付することとし、1行程に係る経費を1件とみなして整理します。

なお、自家用車利用にあつては、移動距離を明らかにする必要があることから、その妥当性を確認できる程度に、行き先が複数あつても記載するものとします。

※ 旅費等支出計算書の様式については規程第10号様式の必要な項目が含まれている場合は、一部を変更して作成できることとします。

さらに、政務活動内容の透明性を確保するという観点から、県外かつ宿泊を伴う政務活動については、「政務活動報告書」（公費出張の「復命書」に相当）を作成し、添付することとしています。

(4) 海外政務活動

政務活動費を使用した海外への政務活動については、高額な支出になることに鑑み、他の自治体では、支出不可としているところもあります。

本県では、禁止項目としていませんが、一定の基準が必要と考えられます。

また、運用に際しても、費用対効果の観点から、慎重な判断が求められます。

① 海外への政務活動が認められる要件について

これまでの政務調査費では、全国議長会事務局が平成20年1月に作成した議会職員執務資料シリーズNo.409「政務調査費について（橋本勇弁護士）」に、町づくりや景観の保護に関する海外視察調査の判例（旧法：徳島地裁H.16.1.30）をもとに説明が以下のように記載されています。

認められる例としては、現地へ行って、現地の日本大使館で「なぜ、そういうふうな町づくりが進んでいるのか。あるいは、その国全体でそういう景観の保護というのはどの程度になっているのか。」など、いろいろな状況説明を聞いてから、あるいは少なくとも視察先の自治体の職員から町づくりの基本的な考え方の説明を聞いてから、現地を見ていること。

認められない例としては、現地の日本大使館などでの説明、あるいは現地の自治体職員の説明を聞かず、直接、観光地を視察して、通訳を介して現地の人の説明を聞いてくる。もしくは、単にパンフレットをもらってくる、というだけでは私的な観光旅行と判断される。また、海外視察の日程表を見て政務調査と判断することは困難である、というような場合、どちらかという遊びに行ったと判断される。

【検討事項】

現在のガイドラインでは、全国都道府県議会議長会が平成20年1月に作成した議会職員執務資料シリーズNo. 409を考え方の参考としているが、平成30年6月に同議長会が作成した議会職員執務資料シリーズNo. 475「政務活動費等の判例と実務」や、平成30年12月に同議長会が作成した「政務活動費の運用に係る考え方」にも、海外政務活動について参考となる内容が掲載されている（別紙3参照）ため、それらの内容を踏まえ、改めて海外政務活動の考え方について検討する必要があるか。

② 議員分、会派分を問わず、事前に海外政務活動計画書を議長に提出します。 （参考様式3を参照）

また、帰国後には海外政務活動結果報告書（報告様式は任意）を議長に提出し、その後なるべく早期に公開の報告会を実施することとします。（平成21年度以降）

- ・ 海外政務活動計画書及び報告書は、収支報告書と同様に閲覧対象となります。
- ・ 海外政務活動計画書及び報告書は、議長に提出され、議長が了承した後から情報公開の対象文書となり、開示請求により年度途中でも県民に公開となります。

③ 海外における活動費用の基準について

航空旅客運賃は実費とし、ビジネスクラスを上限とする。

宿泊費、宿泊手当等については、令和7年3月31日付け総務部長通知の「外国旅行の旅費の取扱いについて（通知）」を参考とする。

また、政務活動以外の日程が含まれる場合は、厳密な費用の按分が必要となります。

5 政務活動費の支出の可否

(1) 旅費

① 経費充当の優先順位

政務活動費による経費の充当は実際に要した経費への充当が原則になりますので、優先順位は最後位になります。公費との重複はもちろんのことですが、その他の企業や団体などから経費が支給されている場合は、政務活動費に計上することはできません。

また、自宅から自宅へ戻るまでの行程は、公務の起点から終点までに公費を充当し、政務活動の起点から終点までに政務活動費を充当することとします。

(例1) 議会開会日など、公費が支給されている日の夜に津市以外の場所で研修会等があり、それに参加する場合の旅費等については、自宅から公務終了の議事堂までが公務、議事堂から研修会に参加し自宅へ戻るまでが政務活動費となります。

(例2) 座談会や講演会等で講師、パネリストなどとして招かれた場合、相手方から謝金等の名目で経費が支給されている場合は、旅費等を含めて原則支給不可。ただし、受領額が実際の行程に即して算出した額より少ない場合は、当該差額を充当できます。

(例3) 同一日に会派の政務活動と個人の政務活動があった場合、どちらを優先するかという基準はありません。一方を基準として支給額を計算し、もう一方を差額充当とします。会派でどちらを優先するかの基準を設けることとします。

② 宿泊費の実費加算

宿泊費の支給額は、上限付き実費です。実際の宿泊費が、これ以上であったとしても、原則として加算は認められません。ただし、個人での選択の余地が無い場合は、加算が認められます。

(例1) 研修会等で主催者側から宿泊先が指定されている場合は、差額を加算できます。ただし、あまりにも高額な場合は、その研修会等への参加の必要性を問われる可能性がありますので、注意が必要です。

(例2) 天災等を除き、「急に宿泊を要することとなり、宿泊したところがたまたま高かった」などの理由は認められません。

③ 前後泊の支出

天災等で交通機関が停止している等、物理的に帰宅が困難な場合及び政務活動が早朝から始まる、又は深夜に及ぶなどして、健康管理面等、社会的、合理的に社会通念上、認められる場合で、説明責任がしっかり果たせる場合にのみ政務活動費に計上することができます。

なお、会議等（政務活動）のあとで懇親会があり、帰宅できなかった場合などは実際に宿泊していても政務活動費に計上することはできません。

④ 視察先への手土産

原則として1訪問先に付き、3,000円(税別)を目安とします。この金額を超える場合は、領収書の余白に理由を記載します。

なお、「相手先の人数が多いから」などは理由になりません。

(2) 人件費、事務所費等の支出の際の注意事項

人件費や事務所費の支出については、支出している相手方の所得として計上されている必要がありますので、十分に注意が必要です。

契約書や受領書(又は振込書控え)など、関連書類は慎重に整理、保管をしてください。なお、雇用契約書及び事務所賃貸借契約書の写しは収支報告書に添付する必要があります。

また、政治団体と按分した場合は、政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書にも計上されている必要があります。

(3) 広聴広報費の支出の際の注意事項

広報紙(ホームページ含む)の作成費(維持管理費の経費を含む)の計上については県民等への一方的な報告のみでなく、政務活動の趣旨から県民等の意見を受け入れる紙面等を併せ作成することが望ましいと考えます。

また、広聴広報費として計上できる程度については、政務活動に係る部分の紙面(画面)割等で適切に按分をすることが必要です。

【会派提出意見】

動画・SNSを活用した広聴広報費の明確化について

近年、議員活動における広聴・広報の手段として、動画配信やSNSの活用は不可欠なものとなっている。

一方で、これらの経費は既に政務活動費として計上されている実態があるものの、その位置付けは必ずしも明確ではない。

ついては、適切な活用を促進する観点から、動画制作費やSNS運用に係る経費について、政務活動費の対象として明確に位置付けるべきである。

(自由民主党)

(4) 年度を越える雑誌等購読契約の一括前払い

政務活動費も公金から支出されるものであり、原則として会計年度独立の原則に準じた取扱いが求められるところですが、雑誌等の定期購読契約の中には、複数年の購読契約を行い、その経費を一括前払いすることにより、通常より低廉な価格で購読できるものがあります。

これらについては、購読契約期間が議員の任期内であり、かつ一括前払いすることにより低廉な価格で購読契約できる場合に限り、当該購読料への政務活動費の充当を可能とします。

(5) 要請陳情等活動費の考え方について

会派又は議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費を指します。

「要請陳情活動」は、地域のための予算獲得や、県政の課題解決のための中央省庁、国会議員等に対する要請陳情活動などを想定しています。

「住民相談」は、住民から個別に相談を受けることを想定しており、予め日時場所等を特定して開催する「住民相談会」とは区別しています。なお、相談の内容は政務活動の趣旨に沿ったものであることが必要です。

「要請陳情活動、住民相談等」の「等」は、要請陳情活動の前提となる住民との意見交換など住民の意思を把握する活動を広く含むものです。

(6) 会議費の考え方について

会派又は議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費、及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費を指します。

会派又は議員が行う「各種会議」には、勉強会、政策立案のための会議の他、会派としての庶務的事項を協議決定するための会議や打ち合わせも含まれます。

「住民相談会」は会議として開かれるもので、個別の住民との住民相談とは区別されます。

「各種会議、住民相談会等」及び「意見交換会等」の「等」は、各種会合、式典などを含む趣旨です。

県政に関係する各種会合、式典（学校の竣工式、道路の開通式、入学式、表彰式、各種の発会式等）への議会を代表しての参加が公務災害という公務として認められることとの均衡上、公務として認められているものと同内容の各種会合、式典への出席に要した経費は充当可能とします。

「団体等」の「等」は企業、学校、個人などを含みます。

(7) 携帯電話等使用料について

政務活動に関係のない又は不必要なアプリ等の購入代金又は使用料等並びに携帯電話購入代金等を除外し、2分の1（政務活動による使用分が2分の1に満たないことが明らかな場合は4分の1）に按分して計上します。（携帯電話購入代金等は、購入等を行った年度に備品（リース）として計上することができます。購入代金等が分割またはリース契約となっている場合は、購入等を行った年度以降も経費計上できます。（分割の場合は、購入を行った年度と同一任期中に限る）（14～15 頁参照））
<例>

- | | |
|------------------|------------------------|
| ・基本使用料・・・・・・・・・・ | } 2分の1（または4分の1）に按分して計上 |
| ・パケット料（データ使用料） | |
| ・通話料・・・・・・・・・・ | |
| ・有料コンテンツ使用料・・・ | 政務活動に関係のない又は不必要な場合は除外 |
| ・端末代金・・・・・・・・・・ | 除外（備品として計上可） |

※それぞれの料金に本人以外の使用料が含まれている場合は、2分の1（または4分の1）に按分する前に当該料金を使用量等で按分してください。

なお、明細等により政務活動に係る利用実績が把握できる場合は、2分の1（または4分の1）の按分ではなく、実績の積上げにより計上します。

(8) 自発的な運用基準の厳正化

① 按分に係る基準

施行規程第7条ただし書において、明確な按分根拠が示せない場合は、その支出額の2分の1を支出できるとしていますが、当該支出額に係る政務活動の占める割合が、明らかに2分の1に満たないと思われる場合には、当該支出額の4分の1として支出します。

② 事務所費、事務費、人件費の支出上限設定

事務所費、事務費、人件費の支出については、条例別表において認められているところですが、これらの経費は、本来の政務活動を補完するために必要な経費であることから、これらの経費について、支出上限額を設定しています。

本来、個別に上限額を定めるべきところですが、当面の間、この3つの経費による支出の合計額が、条例第4条各項に規定する政務活動費の額の2分の1を超えて支出することはできないものとします。

※ 上記の支出上限額の考え方は、政務活動費交付金の交付決定に係る期間の（事務所費＋事務費＋人件費）の合計額が条例第4条各項に規定する会派又は議員の政務活動費の額に当該交付決定に係る月数を乗じて得た額の2分の1を超えない範囲とします。

ただし、目安としては条例第4条各項に規定する1月当たりの政務活動費の額の2分の1を超えないこととし、この目安を超える場合はその理由の説明が必要となります。

なお、人件費には親族の雇用を計上することは認められません。

【会派提出意見】

政務活動費の現行制度では、個人分の総額216万円のうち、人件費や事務所家賃など、事務費経費に充てられる上限は2分の1を超えない108万円までと記憶している。この上限（108万円）を見直し、より柔軟に活用できるよう引き上げるべきではないか。

（自由民主党）

事務所費の按分割合2分の1制限の見直し。

（自民党県議団）

③ 人件費計上に必要な提出書類

収支報告書の提出の際に領収書の写しの添付に加え、雇用契約書（参考様式第4）の写しを添付します。

④ 事務所費計上に必要な提出書類

収支報告書の提出の際に領収書の写しの添付に加え、賃貸借契約書の写しを添付します。

※現行ガイドラインに記載はないが、「５ 政務活動費の支出の可否」に関係すると考えられる意見

【会派提出意見】

モバイル端末（ＰＣやタブレット等）への損害保険について計上できるようにして
はどうか

（新政みえ）

【会派提出意見】

文化振興に係る政務活動費の取扱いについて

文化振興に関する政務活動においては、美術館や博物館などの入場料については
計上が認められている側面がある。

一方で、演劇や舞台等の鑑賞に係る入場料については取扱いが明確ではなく、判断
にばらつきが生じる可能性がある。

については、文化振興の観点から、演劇や舞台等の入場料の取扱いについても、政務
活動費の対象として整理・検討すべきである。

（自由民主党）

6 （略）

【その他の意見】

【会派提出意見】

会派分と個人分の区分のあり方の見直しについて

現行制度における会派分と個人分の区分は、実務上その境界が不明確な場面が多く運用の煩雑さを招いている。

特に会派分は、会派ごとの運用ルールのばらつきや返還率の高さから、政務活動費本来の役割を十分に果たせていない状況にある。

また、議員活動は会派と個人が一体的に行われることが多く、現行の区分の必要性については再検討が必要である。

については、実態に即した柔軟かつ効果的な活用が可能となるよう、区分の見直しを行うべきと考える。

(自由民主党)

(参考)

○三重県政務活動費の交付に関する条例（抜粋）

別表第1 会派に交付する政務活動に要する経費（第2条関係）

経費	内容
調査研究費	会派が行う三重県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別表第2 議員に交付する政務活動に要する経費（第2条関係）

経費	内容
調査研究費	議員が行う三重県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費

会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

【会派提出意見】

国会における「調査研究広報滞在費」と「立法事務費」は、三重県議会における「個人分」「会派分」に相当する制度であり、近年の透明性強化の観点からの改正内容は極めて参考になる。

よって、三重県議会におけるガイドライン見直しにあたり、これら国の最新制度を積極的に調査・研究し、参照すべきである。

（自由民主党）

※国会における調査研究広報滞在費及び立法事務費については、資料3参照

全国都道府県議会議長会事務局「政務活動費の運用に係る考え方」(平成 30 年 12 月) (抜粋)

Ⅲ 政務活動費の対象とするのに適さない例について

◇ 政党活動への支出は政務活動費の対象とするのに適さない。

例)

- ・ (都道府) 県連(政党等)活動
- ・ 政党構成員として招待された式典、会合への出席
- ・ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・ 政党組織の事務所の設置維持経費(人件費を含む)
- ・ 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等
- ・ 政党の役員経費(専従役員に対する給与、各種手当等)等政党の経費

◇ 選挙活動への支出は政務活動費の対象とするのに適さない。

例)

- ・ 衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成
- ・ 上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費(公認推薦料、陣中見舞い等)

◇ 後援会活動への支出は政務活動費の対象とするのに適さない。

例)

- ・ 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・ 後援会活動としての報告会等の開催経費

◇ 私的経費への支出は政務活動費の対象とするのに適さない。

例)

- ・ 団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席
- ・ 慶弔餞別費等(病氣見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費)
- ・ 冠婚葬祭などの出席(葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等)
- ・ 宗教活動(神事、仏事等)
- ・ 私的用務による観光、レクリエーション、旅行
- ・ 親睦会、レクリエーション等への参加のための経費

《 経 費 別 》

＜会議費＞

次の経費への支出は政務活動費の対象とするのに適さない。

- ・ 飲食・会食を主目的とする各種会合に係る経費
- ・ バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食に係る経費
- ・ 議員が他の団体(農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等)の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席に係る経費
- ・ 公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食に係る経費

〔例 「公職選挙法」(第 199 条の 2)〕

寄附に該当する経費(お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供)

＜事務費・事務所費＞

次の経費への支出は資産形成に資すると見做されるおそれがあるので政務活動費の対象とするのに適さない。

- ・ 自動車購入費
- ・ 事務所購入費
- ・ 事務所に掲示する高額な絵画等の美術品・装飾品
- ・ 政務活動を行う事務所としての使用目的から判断して必要な機能を超えた備品等の設置

Ⅳ 会費等として支出するのに適さない例について

次の会費または経費は、政務活動費として支出するのは不適当と思われる。

- ・ 団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費
- ・ 個人の立場で加入している団体などに対する会費等
（例）
 - 町内会費、公民館費、壮年会費、PTA会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ、ロータリークラブの会費等
- ・ 政党（都道府県連）本来の活動に伴う党費、党大会賛助金等
- ・ 議会内の親睦団体（議員野球部、ゴルフ部等）の会費
- ・ 他の議員の後援会や政治資金パーティーなど選挙活動のための会合に出席する会費
- ・ 宗教団体の会費
- ・ 冠婚葬祭の経費（結婚式の祝儀・会費、香典、祭祀・祭礼の経費等）
- ・ 飲食・会食を主目的とする各種会合の会費

海外政務活動費に関する参考資料

全国都道府県議会議長会事務局「議会職員執務資料シリーズ」No. 475（「政務活動費等の判例と実務～議会と議員の活動をより良く理解するために～」（福岡県議会事務局法務監安武 弘光 氏））（平成 30 年 6 月）（抜粋）

※下線は、事務局が追記

それから、次の政務調査の必要性については、甲府地裁の平成 28 年 11 月 29 日判決（判例 16）は押さえておく必要があります。山梨県議会の事例ですが、富士山展というのがフランスで開催されて、その視察調査が行程の中に入っていたんです。まず、この富士山展への視察というのは、県政課題との関連性が考えられなくもないという程度と評価された上に、他の行程であるクレアでのフランスの地方行政に関する調査やジェットロでの調査で得た情報は、日本国内でも入手可能であったとって県政課題との合理的関連性を否定されてしまいました（本当に国内でも入手可能だったのかなど、クレアやジェットロ訪問の合理性を否定したことについては大いに疑問がありますが）。ここは、非常に注意を要するところです。現地に行かなければだめなんだという必要性、そういう調査をしなきゃいけないし、そのことを立証できないといけないということです。

（略）

次は、「調査研究費」でもっとも争点になることが多い視察調査です。特に海外です。これについては、判例はたくさんあります。スライドの（12）と（13）を見てください。

こういう内容じゃないと、これをしておかないと合理的関連性が認められないとか、逆にこうすれば認められるとか、絶対的な基準はありません。ただ、合理的関連性が認められる方向に働く要素と逆に合理的関連性を疑わせる方向に働く要素があることも事実です。いくつか見てみます。

まず、報告書が作成されているかどうか。人数はどのくらいか、というのがやはり問題になっています。当然、報告書が作成されていれば適法だと判断されやすい、なければ違法だと判断されやすいというのはあります。スライドの（12）には、そういう多くの判例で考慮された要素を列挙しています。それぞれの要素の有無が適法性の推定に寄与するか、違法性の推定に寄与するかは、自ずと分かります。

次にスライドの（13）です。判例を見てみます。大阪地裁の平成 26 年 3 月 26 日（判例 13）は、会派の所属議員のほとんどが参加した視察の経費への充当が争点になった事例です。行程等によって判断が異なり、「移動議員団」と称して会派のほとんどの議員が参加した国内での視察において、視察先に観光名所が含まれていることや視察事業の名称などから会派の親睦旅行の意味合いを併有していた（つまり行程に私的活動が混在していた）ことの疑いが否定できないとして、経費の少なくとも 2 分の 1 は使途基準に違反すると判断されました。一方、総勢 27 名で海外視察を行ったことについては、これだけ多人数で行う必要性に疑問を呈しながらも、所要経費の半額以上を参加議員が負担していることを考慮し、使途基準に反するものとは認められないとしています。

どのように費用負担されているかという要素について、参加議員が一部でも自己負担をしていれば適法だと認められる方向に働きますが、全額、視察費用を政務活動費で賄うというのは、やはり厳しく見られます。さらにこの判例では、視察報告書が作成されていることも当然ながらプラスの要素として考慮されています。

先ほどの「政務調査の必要性」のところで紹介しました甲府地裁平成 28 年 11 月 29 日判決をもう一度見てみます。

海外視察の目的の設定については注意が必要です。知事や議長が公務として、パリで富士山の世界遺産登録に向けアピールするために開催した富士山展レセプションに参加したり、パリ日本文化会館を視察した際に、公式訪問団に参加していない議員が政務活動として同行した事例ですが、その行程・内容は、「それ自体が調査研究活動の目的になりうるものではない」とされ、「一般の観光旅行における見学と同様の態様で富士山展及びパリ日本文化会館を見学したというものにすぎ」ず、「実質的な調査研究がされた形跡はみられない」とされました。

公式訪問としては公益性が認められる内容であっても、「調査研究」の内容としては不十分で合理的なものとはいえないと判断されたようです。友好訪問だけ、交流だけが目的だと見られると、やはりマイナスに作用します。何らかの調査目的の設定と、もちろん一般の観光旅行とは違う視点からの実質的な調査の成果の説明が必要ということなのでしょう。ただ、「政務活動」に改正された現在は、目的の設定内容は、「調査」に限定されず、少し幅広くできるようになったのかもしれませんが。友好交流が県政（市政）と関係し、県民（市民）の福祉の向上に資するものである限り政務活動として行うことも可能だと考えてよさそうです。

ただし、議員派遣による友好交流訪問団に同行し、政務活動として友好交流を目的とした訪問を行う時は、慎重な対応が必要です。仙台地裁の平成 29 年 4 月 12 日の判決。スライドの（14）に内容を載せていますが、こちらは、やはり地方自治法第 100 条 13 項の議員派遣による海外視察団に政務活動で同行した議員について、原告は「同一行程の視察の成果は議員派遣と重複」するから「同行視察そのものが使途基準に合致した政務活動費の支出がされなかったことを推認させる一般的、外形的な事実」であると主張したが、判決はこれを採用せず、まず、議員（議会）派遣制度と政務活動費制度の関係について、「両制度は、法によって併存が認められる」とし、「議会による海外視察の決定が、議案の審査又は県の事務に関する調査等を行って、普通地方公共団体の議会が、議決機関としてその機能を適切に果たせるようにすることを目的としているのに対し、調査研究のための政務活動費の支出は、地方公共団体の議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることを目的としているから、両制度は趣旨においても異なっている。」とした。その上で、重複の問題については、「議員はそれぞれ異なる経験や見識を有しているところ、同一行程の視察を行ったとしても視察の成果が全く同一であるとは考え難い。」と適切に判断しました。仙台地裁ですが、宮城県議会に関する判例で、議員派遣自体がベトナムにおける日本企業等の進出状況や課題に関する具体的な調査を目的としたものでした。

しかし、この判例の論理からすると、友好交流だけが目的の同行訪問の場合、その成果が議員派遣組と異なることをどう説明するかという問題が生じるかもしれません。

【講演時の配付スライド（抜粋）】

（スライド 12）

海外視察調査

○観光旅行と疑われないために

～当該視察と調査研究活動との合理的関連性の有無に関する判断要素

- ・視察目的～友好訪問？
- ・視察目的と整合性のある行程、内容であるか？ 意見交換等が実際に
行われているか？
- ・視察経費について参加議員の自己負担があるか？
- ・一般的な観光名所が含まれているか？
- ・旅費は高額か？
- ・多人数での視察か？ 会派所属議員の多くが参加しているか？
- ・食事代が含まれていないか？

（12）

（スライド 13）

海外視察に関する視点

- ☐ 海外の国・地域との友好交流を目的とした政務活動はありえるか？
→会派又は議員との友好交流の相手は地域？地方議会？ また、議員派遣(公務)の友好訪
問団(レセプション参加)に政務活動費で同行する場合は？(判例16)
→議員派遣の視察調査に政務活動費で同行する場合は？ (H29.4.12仙台地裁)
- ☐ 判例13 報告書の作成、多人数、費用負担のあり方
- ☐ 判例16 視察目的と行程との関連性、一般の観光旅行における視察と異なる
態様での調査実施の有無

（13）

(スライド 14)

政務活動費返還履行請求事件 平成27年(行ウ)第6号 平成29年4月12日 仙台地裁判決

議会派遣による海外視察は、法100条13項に基づく制度であり、調査研究のための政務活動費の支出は、法100条14項及びこれを受けて定められた本件条例2条に基づくものであるから、両制度は、法によって併存が認められており、根拠規定が異なる別個の制度である。

また、議会による海外視察の決定が、議案の審査又は県の事務に関する調査等を行って、普通地方公共団体の議会が、議決機関としてその機能を適切に果たせるようにすることを目的としているのに対し、調査研究のための政務活動費の支出は、地方公共団体の議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることを目的としているから、両制度は趣旨においても異なっている。

原告は、同一行程の視察の成果は派遣議員によりもたらされる又は共有することが容易であるので、同行視察は重複以外の何物でもなく、議会の権能の強化に全く結び付かないと主張するが、議員はそれぞれ異なる経験や見識を有しているところ、同一行程の視察を行ったとしても視察の成果が全く同一であるとは考え難い。

原告は、「同一行程の視察の成果は派遣議員によりもたらされる又は共有することが容易であるので、同行視察は重複以外の何物でもなく、議会の権能の強化に全く結び付かない」と主張するが、議員はそれぞれ異なる経験や見識を有しているところ、同一行程の視察を行ったとしても視察の成果が全く同一であるとは考え難い。

本件同行視察について～

～補助参加人Z1は、～本件派遣議員らとともに、ジェトロホーチミン事務所、NECTーキンベトナム、在ホーチミン日本総領事館、イオンモール・タンフーセラドンを訪問し、日系企業のベトナムへの進出状況や進出に当たっての支援状況、ベトナムで事業展開している日本の中小企業が抱えているビジネス上の諸問題や課題、ベトナムの政治体制や経済体制、水産物の消費性向等を調査した。

また、補助参加人Z1は、商工業及び観光の観点から、NECTーキンベトナムでは人材の活用の仕方を質問し、イオンモール・タンフーセラドンの担当者に対して水産物以外の県産品の販路拡大という観点から、ベトナムの国民がどんなものを好み、どんなものを食べたがっているか、日本のどこに興味を持っているか等を質問しており、ベトナムへの県内企業の進出や県産品の販路開拓等について調査を行ったことが認められる。

(14)

全国都道府県議会議長会事務局「政務活動費の運用に係る考え方」（平成30年12月）（抜粋）

視察経費への支出について

視察経費を政務活動費の対象とする場合、どのような点に留意する必要があるか

考え方	参考となる裁判例
＜視察目的及び活動内容について＞ 当該視察の目的及び活動内容が政務活動との間に合理的関連性を有していれば、政務活動費の対象とすることができる。 ただし、視察が一般的な観光名所の見学を含んでいる等の場合には、特に政務活動との間の合理的関連性に対する疑義が住民等から指摘され得ることから、その合理的関連性について、会派及び会派所属議員が説明できるようにしておく必要がある。 政務調査費の裁判例でも、「(一般的な観光名所の訪問が含まれる視察について) 議員の議会活動やその基礎となる調査研究活動との関連性に疑問が生じ得る」としており、調査研究活動としての必要性や合理性が求められている。	仙台高判 H29. 12. 14（平成29年(行コ)第11号） ・議員の海外視察が県政の課題解決や県政の発展に寄与する有意義な側面を有し、ベトナムとの密接な関係構築が現下の県政の重要課題の一つであることも考慮すれば、議会派遣によるベトナム海外視察と同じ日程で同行して行われた政務活動費による議員の海外視察が、実態において同一の趣旨目的を有していたからといって、法や条例が政務活動費の使途を定めた趣旨に当然に反するなどとはいえない。 ・議会派遣による海外視察に同行した視察への政務活動費の支出であるということは、政務活動費支出の目的や具体的内容に照らし、その必要性ないし合理性が認められるか否かを判断する事情の一つとして考慮され、それにとどまるというべきである。 ・補助参加人が視察目的として述べる海外へのビジネス展開や県産海産物の販路開拓の可能性についての調査は、海外視察の目的として必要性や合理性がないとはいえない。 東京高判 H25. 9. 19(平成25年(行コ)第167号) ・観光・レクリエーション目的の旅行や調査目的が明確ではない海外調査など、客観的にみて、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実に資することに資するものでない行動に要した費用等に政務調査費を用いることは、違法であるというべきである。 大阪地判 H26. 3. 26(平成22年(行ウ)第27、77号) ・各視察の対象には、世界遺産や国立故宫博物院といった一般的な観光名所が含まれており、これらについては、議員の議会活動やその基礎となる調査研究活動との関連性に疑問が生じ得る。

各会派から提出された意見等について

①【検討事項】

現在のガイドラインでは、平成 25 年 2 月に全国都道府県議会議長会から示された「政務活動費の運用に係る考え方」を参考としているが、平成 25 年以降の政務活動費を取り巻く状況の変化を踏まえ、平成 30 年 2 月に同議長会から、各都道府県議会における政務活動費の運用に際してのガイドラインとして整理したものとして、改めて「政務活動費の運用に係る考え方」が示されており、「政務活動費を充当するのに適さない例」についても「政務活動費の対象とするのに適さない例について」として内容が更新されているが、＜三重県議会決定事項＞も含め、改めて三重県議会としての内容を検討する必要があるか。

【全国都道府県議会議長会資料の更新の状況】

- ・平成 30 年 2 月の「政務活動費の運用に係る考え方」と平成 25 年 2 月の「政務活動費の運用に係る考え方」で、以下の表のとおり、「政務活動費を充当するのに適しない例」の字句が修正されています。

(新) 平成 30 年資料	(旧) 平成 25 年資料
<u>Ⅲ 政務活動費の対象とするのに適さない例について</u> ◇ <u>政党活動への支出は政務活動費の対象とするのに適さない。</u> 例) ・ <u>(都道府) 県連(政党等)活動</u> ・ 政党構成員として招待された式典、会合への出席 ・ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費 ・ 政党組織の事務所の設置維持経費(人件費を含む) ・ 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等 ・ 政党の役員経費(専従役員に対する給与、各種手当等)等政党の経費	<u>政務活動費を充当するのに適しない例</u> ◇ <u>政党活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。</u> 例) ・ <u>党大会への出席</u> ・ 県連(政党等)活動 ・ 政党構成員として招待された式典、会合への出席 ・ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費 ・ 政党組織の事務所の設置維持経費(人件費を含む) ・ 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等 ・ 政党の役員経費(専従役員に対する給与、各種手当等)等政党の経費

◇ <u>選挙活動への支出は政務活動費の対象とするのに適さない。</u> 例) ・ 衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成 ・ 上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費(公認推薦料、陣中見舞い等) ◇ <u>後援会活動への支出は政務活動費の対象とするのに適さない。</u> 例) ・ 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費 ・ 後援会活動としての報告会等の開催経費 ◇ <u>私的経費への支出は政務活動費の対象とするのに適さない。</u> 例) ・ 団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席 ・ 慶弔餞別費等(病氣見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費) ・ 冠婚葬祭などの出席(葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等) ・ 宗教活動(神事、仏事等) ・ 私的用務による観光、レクリエーション、旅行 ・ 親睦会、レクリエーション等への参加のための経費	◇ <u>選挙活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。</u> 例) ・ 衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成 ・ 上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費(公認推薦料、陣中見舞い等) ◇ <u>後援会活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。</u> 例) ・ 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費 ・ 後援会活動としての報告会等の開催経費 ◇ <u>私的経費への支出は政務活動費を充当するのに適しない。</u> 例) ・ 団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席 ・ 慶弔餞別費等(病氣見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費) ・ 冠婚葬祭などの出席(葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等) ・ 宗教活動(檀家総代会、報恩講、宮参り等) ・ 私的用務による観光、レクリエーション、旅行 ・ 親睦会、レクリエーション等への参加のための経費
---	--

《 経 費 別 》

＜会議費＞

次の経費への支出は政務活動費の対象とするのに適さない。

- ・ 飲食・会食を主目的とする各種会合に係る経費
- ・ バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食に係る経費
- ・ 議員が他の団体(農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等)の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席に係る経費
- ・ 公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食に係る経費
〔例 「公職選挙法」(第 199 条の 2)〕
寄附に該当する経費(お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供)

＜事務費・事務所費＞

次の経費への支出は資産形成に資すると見做されるおそれがあるので政務活動費の対象とするのに適さない。

- ・ 自動車購入費
- ・ 事務所購入費
- ・ 事務所に掲示する高額な絵画等の美術品・装飾品
- ・ 政務活動を行う事務所としての使用目的から判断して必要な機能を超えた備品等の設置

《 科 目 別 》

＜会議費＞

次の経費への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

- ・ 飲食・会食を主目的とする各種会合
- ・ バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費
- ・ 議員が他の団体(農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等)の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席
- ・ 公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食
〔例 「公職選挙法」(第 199 条の 2)〕
寄附に該当する経費(お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供)

＜事務所費＞

次の経費への支出は資産形成(政務活動に対して関連性及び有用性がないもの並びに社会通念上高額なもの等)と憶測されるので政務活動費を充当するのに適しない。

- ・ 事務所購入費
- ・ 事務所に掲示する高額な絵画等の美術品・装飾品
- ・ 政務活動を行う事務所としての使用目的から判断して必要な機能を超えた備品等の設置

②【会派提出意見】

会派総会、研修会、会議開催時の議員の食事代は政務活動費に計上しないこととなっているが、政務活動に係る会合及びそれに連続した懇親会での飲食の場合は、可としたい。

（自民党県議団）

【他都道府県の状況】（詳細は、資料 2－別紙 1参照）

- ・ 政務活動に係る懇親会等での議員の飲食費を政務活動費の対象として条件付きで認めているのは、35 道府県です。
- ・ そのうち、23 道府県が、飲食費に充当できる上限額を設けています。

【裁判例等】

- ・全国都道府県議会議長会事務局「政務活動費の運用に係る考え方」（平成 30 年 12 月）では、飲食・飲酒を伴う会合への出席に要する経費について、いくつかの裁判例を挙げ、以下のとおり記載しています。（交通費に関する部分は省略）

飲食・飲酒を伴う会合への出席に要する経費について

飲食・飲酒を伴う会合(会合の目的自体は政務活動費の目的にかなうもの)に参加した際の飲食費や交通費(特にタクシー代、運転代行代)を政務活動費の対象とすることはできるか。

考え方	参考となる裁判例
< 飲食費について > 飲食・飲酒を伴う会合への参加に要する経費については、公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当なものであると認められることを前提とした上で、当該会合の内容が政務活動との間に合理的関連性を有していれば、対象とすることができる。 政務調査費の裁判例では、飲食費の支出が正当化されるためには、「当該飲食を伴う会合が、食事を伴う時間に開催する必要がある、(略)会合参加者全体として一緒に飲食をする必要がある、かつ飲食内容が会合の性質などに照らして社会通念上相当な範囲内にあることが必要」とされており、また、別の裁判例では、多数の会合参加者が一緒に飲食をしたとしても、議員の調査研究に資する意見交換等がなされたことなど特段の事情のない限り、調査研究のための必要性に欠けるとされている。 新年会の飲食費については、政務調査費の裁判例では、「その名称からして、飲食をし、親睦を図ることを目的とする会合であるものと解するのが自然」であり、当該参加費の支出が調査研究のための必要性に欠け、調査研究に資する意見交換を行ったことを客観的に裏付ける事実もないことから、当該支出を違法であるとしたものがある。	名古屋地判 H23. 3. 23(平成 18 年(行ウ)第 80 号) ・ <u>政務調査費から飲食費を支出することが正当化されるためには、当該飲食を伴う会合が、食事を伴う時間に開催する必要がある、しかも、例えば外部の人間を交えての会合をする場合など、会合参加者全体として一緒に飲食をする必要性があり、かつ、その飲食内容が会合の性質などに照らして社会通念上相当な範囲内である場合であることが必要と解すべきである。</u> ・ <u>もっとも、食事の時間帯以外に開催する政務調査のための会合において、いわゆるのどを潤す程度の茶菓を政務調査費から支出することは、それが社会通念上相当な範囲内である限り、これを違法とする理由はない</u>というべきである。 盛岡地判 H22. 11. 19 (平成 18 年(行ウ)第 11 号) ・ 県立大学新学長を歓迎する県民の集いでは、主催者の挨拶、新学長の挨拶があり、その後懇親会が行われた。 ・ 同集いは、ホテルの会場において、<u>多数の出席者が飲食を共にしながら県立大学新学長を歓迎する趣旨で催されたもの</u>といえ、同集いにおいて議員の調査研究に資する意見交換等がなされることが予定されていたとは認められない。

考え方	参考となる裁判例
	・ そうすると、<u>同集いにおいて議員の調査研究に資する意見交換等が現になされたことなど特段の事情のない限り、調査研究のための必要性に欠けるもので、特段の事情があるとは認められない。</u> 山形地判 H28. 5. 17(平成 23 年(行ウ)第 2 号) ・ <u>新年会は、その名称からして、飲食をし、親睦を図ることを目的とする会合であるものと解するのが自然であって、上記参加費の支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせる具体的事実が認められるものというべきところ、被告は、経済の状況、展望、就職状況等についての意見交換を行った旨の報告書及び議員作成の陳述書を提出しているものの、これを客観的に裏付ける証拠はない。</u> そうすると、上記政務調査費の支出は、本件使途基準に合致しない違法な支出であるというべきである。

③【検討事項】

現在のガイドラインでは、平成 25 年 2 月に全国都道府県議会議長会から示された「政務活動費の運用に係る考え方」を参考としているが、平成 25 年以降の政務活動費を取り巻く状況の変化を踏まえ、平成 30 年 2 月に同議長会から、各都道府県議会における政務活動費の運用に際してのガイドラインとして整理したものとして、改めて「政務活動費の運用に係る考え方」が示されており、「会費として支出するのに適さない例」についても内容が更新されているが、改めて三重県議会としての内容を検討する必要があるか。

【全国都道府県議会議長会資料の更新の状況】

- ・平成 30 年 2 月の「政務活動費の運用に係る考え方」と平成 25 年 2 月の「政務活動費の運用に係る考え方」で、以下の表のとおり、「会費として支出するのに適さない例」の字句が修正されています。

(新) 平成 30 年資料	(旧) 平成 25 年資料
Ⅳ 会費等として支出するの<u>に適さない例について</u> 次の会費または経費は、政務活動費として支出するのは不適当と思われる。 ・ 団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費 ・ 個人の立場で加入している団体などに対する会費等 (例) 町内会費、公民館費、壮年会費、PTA 会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ、ロータリークラブの会費等 ・ 政党(都道府県連)本来の活動に伴う党費、党大会賛助金等 ・ 議会内の親睦団体(議員野球部、ゴルフ部等)の会費 ・ 他の議員の後援会や政治資金パーティーなど選挙活動のための会合に出席する会費 ・ 宗教団体の会費	会費として支出するの<u>に適さない例</u> 次の会費は、政務活動費として支出するのは不適当と思われる。 ・ 団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して収める年会費、月会費 ・ 個人の立場で加入している団体などに対する会費等 (例) 町内会費、公民館費、壮年会費、PTA 会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ、ロータリークラブの会費等 ・ 政党(県連)本来の活動に<u>ともなう</u>党大会、党費、党大会賛助金等 ・ 議会内の親睦団体(議員野球部、ゴルフ部等)の会費 ・ 他の議員の後援会や政治資金パーティーなど選挙活動のための会合に出席する会費 ・ 宗教団体の会費

・ 冠婚葬祭の経費(結婚式の祝儀・会費、香典、祭祀・祭礼の経費等) ・ 飲食・会食を主目的とする各種会合の会費	・ 冠婚葬祭の経費(結婚式の祝儀・会費、香典、祭祀・祭礼の経費等) ・ 飲食・会食を主目的とする各種会合の会費
--	--

④【会派提出意見】

近年の物価や燃油価格の高騰を鑑みて、23 円/ℓを見直してはどうか
(新政みえ)

近年、ガソリン価格は原油価格などの影響により大きく変動しており、地方においては自家用車での移動が不可欠であることから、議員活動にも直接影響を及ぼしている。

しかし、現行制度は基準が固定的で、実勢価格との乖離が生じやすく、実態に即した経費計上が難しい状況にある。

このため、ガソリン代については公表されている平均価格等の客観的指標に連動させたり、定期的な見直しや急激な価格変動への柔軟な対応が可能な仕組みを導入すべきである。

(自由民主党)

【他都道府県の状況】(詳細は、[資料 2－別紙 2](#)参照)

- ・政務活動費における自家用車を利用した旅費の取扱いについて、ガソリン代の実費精算としているのが 11 都道県、三重県と同様に車賃方式としているのが 13 県、ガソリン代の実費精算と車賃方式の併用又は選択制等としているのが 23 府県となっています。
- ・併用等を含め、政務活動費の旅費において車賃方式を採用している 36 府県の 1 キロメートル当たりの車賃の額の状況は以下の表のとおりです。

金額	18 円	20 円	22 円	23 円	25 円	28 円	29 円	30 円	35 円	37 円
数	2	6	1	1	4	1	1	4	1	15

- ・併用等を含め、車賃方式を採用している 36 府県のうち、政務活動費における車賃の額と一般職員の旅費における車賃の額が同額なのが 31 府県、異なっているのが 5 県となっています。
- ・なお、最も多かった 37 円／キロメートルの単価については、令和 6 年度¹に改正される前の国家公務員等の旅費制度における車賃の額と同額ですが、当該車賃は、自家用自動車を想定したものではなく、バス、路面電車等を想定したものであり、令和 6 年度の改正で廃止され、実費支給と改められています。

¹ 施行は、令和 7 年 4 月 1 日です。

【裁判例等】

- ・全国都道府県議会議長会事務局「政務活動費の運用に係る考え方」（平成 30 年 12 月）では、ガソリン代の定額支給の適否について、いくつかの裁判例を挙げ、以下のとおり記載しています。

ガソリン代の定額支給の適否について

政務活動のために使ったガソリン代について、定額支給方式とすることはできるか。

考え方	参考となる裁判例
ガソリン代についても、実費弁償が原則であると考えるが、政務活動に使ったガソリン代を厳密に算出することは難しいこと、また目的地域内での移動に伴うガソリン代等少額の支出証明が明らかにしにくいことなどもあることから、これらを含め旅費条例による定額支給方式を採用することは、実額との乖離が社会通念上許容される範囲にある限りにおいて、一概に否定されるものではないと考える。 政務調査費の裁判例でも、「簡便計算方法を採用するとしても、あくまでも、実費精算に代わる簡便な方法であるから、本来、その結果は可能な限り実額に近似するのが望ましく、どの程度簡便にすべきか、どの程度の実額からの乖離を許容するか(相当性)を考慮しなければならない」とされている。	大分地判 H23. 2. 24(平成 19 年(行ウ)第 9 号) ・「政務調査費支払証明書(旅費用)」に記載のある旅費の支出は、その<u>支給基準が弁償条例(現行条例)に規定するところ(車賃)と同額の 1 キロメートル当たり 37 円とされている</u>うえ、同証明書の記載から認められる各用務地における活動内容はいずれも会派の調査研究に関するものであるといえるから、<u>適法な支出</u>であると認められる。
	仙台地判 H20. 12. 1 (平成 19 年(行ウ)第 17 号) ・簡便計算方法を採用するとしても、あくまでも、実費精算に代わる簡便な方法であるから、本来、その結果は可能な限り実額に近似するのが望ましく、どのような計算方法にするかは、実費精算の煩瑣の程度(必要性)との相関関係において、どの程度簡便にすべきか、どの程度の実額からの乖離を許容するか(相当性)を考慮しなければならない。

【一般職員の旅費における車賃額の根拠等】

(1) 改正経緯

H13.4～ 37 円/キロメートル → 30 円/キロメートル

H31.1～ 30 円/キロメートル → 23 円/キロメートル

(2) 平成 30 年当時の 23 円/キロメートルの根拠

項目	金額	根 拠
ガソリン代	10.0 円	ガソリン価格 ÷ 平均燃費
オイル代	0.6 円	オイル価格 ÷ 交換目安距離
タイヤ代	2.5 円	タイヤ価格 ÷ 交換目安距離
車両償却費	6.0 円	平均車両価格 ÷ 平均使用年数 ÷ 年間走行距離 ÷ 2
維持修繕費	0.7 円	自動車整備費 ÷ 年間走行距離 ÷ 2
任意保険料	2.3 円	保険料 ÷ 年間走行距離
合計	<u>22.1 円</u>	

⑤【検討事項】

現在のガイドラインでは、全国都道府県議会議長会が平成 20 年 1 月に作成した議会職員執務資料シリーズ No. 409 を考え方の参考としているが、平成 30 年 6 月に同議長会が作成した議会職員執務資料シリーズ No. 475「政務活動費等の判例と実務」や、平成 30 年 12 月に同議長会が作成した「政務活動費の運用に係る考え方」にも、海外政務活動について参考となる内容が掲載されている（別紙 3 参照）ため、それらの内容を踏まえ、改めて海外政務活動の考え方について検討する必要があるか。

【経緯】

- ・過去の海外視察調査は、**資料 2 —別紙 3**の指針のとおり、任期中 1 人 1 回議員派遣（公務）として扱っていましたが、平成 19 年 5 月 31 日の代表者会議において、海外視察調査は議員派遣（公務）ではなく、政務活動費で行うことが決定され、当該指針が廃止となりました。
- ・平成 20 年 3 月に策定された「政務調査費の運用に係るガイドライン」において、海外政務活動の手続等について記載が盛り込まれました。それ以降、海外政務活動に対する記載内容の見直しは行われていません。

【裁判例等】

- ・**資料 1 —別紙 3**を参照。

⑥【会派提出意見】

動画・SNSを活用した広聴広報費の明確化について

近年、議員活動における広聴・広報の手段として、動画配信やSNSの活用は不可欠なものとなっている。

一方で、これらの経費は既に政務活動費として計上されている実態があるものの、その位置付けは必ずしも明確ではない。

については、適切な活用を促進する観点から、動画制作費やSNS運用に係る経費について、政務活動費の対象として明確に位置付けるべきである。

(自由民主党)

【他都道府県の状況】

- ・公表されている各都道府県のガイドライン等を確認したところ、動画・SNSに関して、以下のとおり、6都府県に関連する記載がありました。なお、記載のない道府県の取扱い是不明です。

茨城県

広聴広報活動費のホームページ作成・管理費の内容として、ブログ等の作成・管理に要する経費を明記し、具体的な例示として、ブログ作成委託管理料を挙げています。

埼玉県

広報費の対象となる活動の例として、ブログ等の作成・管理を明記し、具体的な例示として、ブログ作成管理委託料を挙げています。

また、「ホームページ、ブログ等」の留意事項として、次の2点を挙げています。

- ① 会派又は所属議員が作成するもので、主に県民を対象とし、県政に関連した内容であること。
- ② 政務活動とその他の活動とが混在する場合は、その割合に応じて充当すること。

東京都

広報・広聴活動費のホームページ作成・管理費の内容として、ブログ等の作成・管理に要する経費を明記し、具体的な例示として、ブログ作成管理委託料を挙げています。

富山県

「広聴広報費の扱い」の中で、「インターネットを利用した情報発信における留意事項」として、次の2点を挙げています。

- (ア) 政務活動と他の活動とが混在する場合は、情報発信内容に占める政務活動の割合が2分の1以上であるものを対象とし、按分割合は、客観的なデータにより政務活動に係る割合と他の活動に係る割合を明確に区分できる場合を除き、2分の1を上限とする。
- (イ) 証拠書類について
充当対象の動画又は投稿を特定できる資料を領収書と共に提出するものとする。

大阪府

広聴広報費のうち、デジタル広報費について、次の3点を記載しています。

- ▶ インターネット媒体を用いた府政報告等の配信に要する費用（広告費を含む）に充当することができます。ただし、政務活動以外の内容が一部でも含まれる場合には充当できません。（按分不可）。
- ▶ 配信エリアに大阪府以外の区域が含まれる場合には、実態に応じて按分が必要です。
- ▶ 配信内容の確認が可能な電磁的記録を5年間保存してください。

愛媛県

広聴広報費の具体例として、SNS等作成・更新委託料、動画制作費を挙げ、次のように説明しています。

広報は、地方行財政等に関する議員の政策や理念を県民、地域住民等にお知らせするものであり、県政報告会によるもののほか、広報誌、ホームページ、SNS、動画制作等によるものも含まれる。

⑦【会派提出意見】

政務活動費の現行制度では、個人分の総額 216 万円のうち、人件費や事務所家賃など、事務費経費に充てられる上限は2分の1を超えない 108 万円までと記憶している。この上限（108 万円）を見直し、より柔軟に活用できるよう引き上げるべきではないか。

（自由民主党）

事務所費の按分割合 2 分の 1 制限の見直し。

（自民党県議団）

【経緯】

- ・平成 19 年 12 月に設置された「政務調査ワーキンググループ」において、「政務調査費の運用に係るガイドライン」の策定に向けて協議が行われました。そして、平成 20 年 3 月に策定されたガイドラインに事務所費等の支出上限設定が盛り込まれました。それ以降、この部分について、見直しは行われていません。

【他都道府県の状況】

- ・公表されている各都道府県のガイドライン等を確認したところ、本県以外に同様の取扱いについて記載している都道府県は確認できませんでした。

⑧【会派提出意見】

モバイル端末（PCやタブレット等）への損害保険について計上できるようにして
はどうか

（新政みえ）

【他都道府県の状況】

- ・公表されている各都道府県のガイドライン等を確認したところ、モバイル端末の損害保険料について記載している都道府県は確認できませんでした。

＜その他参考事例＞

青森県

旅行の際の損害保険、火災保険は、政務活動に不可欠な経費とは認められないので、政務活動費として計上できないとしています。

一方、政務活動のため使用するパソコンに係るウイルス駆除ソフト、文書作成ソフト等は、必要性が認められるため支出可能とし、事務内容の実態に合わせ按分する必要があるとしています。

千葉県

事務費の内容として「保険料」を挙げていますが、千葉県議会事務局に電話で確認したところ、想定しているのは事務所を賃貸する場合に加入が義務となる場合の火災保険料等であって、モバイル端末の損害保険料のような任意の保険料への充当は認めていないとのことでした。

神奈川県

支出に適さない事例として、旅行保険料、火災保険料、購入する物品の保証料を挙げています。

大阪府

事務費の例として、備品維持費を挙げており、備品の維持修繕費などが想定されとしています。また、政務活動以外にも使用される場合は、実態に応じて按分が必要としています。

長崎県

支出に適さない事例として、物品保証料を挙げています。

沖縄県

充当できない経費として、火災保険料、電化製品等の5年保証など、保証代金を挙げています。

⑨【会派提出意見】

文化振興に係る政務活動費の取扱いについて

文化振興に関する政務活動においては、美術館や博物館などの入場料については計上が認められている側面がある。

一方で、演劇や舞台等の鑑賞に係る入場料については取扱いが明確ではなく、判断にばらつきが生じる可能性がある。

については、文化振興の観点から、演劇や舞台等の入場料の取扱いについても、政務活動費の対象として整理・検討すべきである。

（自由民主党）

【他都道府県の状況】

- ・公表されている各都道府県のガイドライン等を確認したところ、文化振興に係る政務活動費の取扱いに関し、以下のとおり、3県が美術館等の入場料等の取扱いについて記載していました。なお、演劇、舞台等の入場料等の取扱いについて記載している都道府県は確認できませんでした。

静岡県

調査研究費における「美術館等入館料」の運用指針として、「県内の美術館や博物館等の入館料を充当する場合は、支出証拠書（入館料）により目的、政務活動との関連等が明らかな場合に限り、充当が可能である。」と記載しています。

山口県

調査研究費の具体例として、「政務活動に係る施設の入場料等」を挙げています。

佐賀県

調査研究費の「その他活動に必要な経費」の例として、「施設入場料」を挙げています。

【裁判例】

- ・文化振興に係る施設入場料等を政務活動費の対象とすることについては、許容する裁判例と否定する裁判例がそれぞれ存在します。以下のとおり、それぞれ近年の裁判例をいくつか紹介します。（下線は事務局による。また、書証番号等は省略しました。）

（許容する裁判例）

青森地裁判決 R5. 2. 10（令和 2 年（行ウ）第 7 号）（抜粋）

（ア） 証拠及び弁論の全趣旨によれば、E 議員は、6 月 23 日（土曜日）、北海道・北東北の縄文遺跡群を構成する a n 遺跡の展示施設（a o 館）を訪問し、そのための旅費として合計 5270 円を政務活動費から支出したこと、8 月 2 日、同遺跡群を構成する a p 遺跡の展示施設（a q 博物館）を訪問し、そのための旅費として合計 8060 円を政務活動費から支出したことが認められる。

（イ） 上記活動について、被告は、同議員は、県議会の有志で構成する北海道・北東北の縄文遺跡群世界遺産登録推進議員連盟に属しているところ、上記活動は、同連盟の委員として、世界遺産登録に向けた県民の間での気運醸成を体感することや、関係機関との連携等について確認を行うこと等を目的として来訪したものであり、上記活動に係る支出は、政務活動と合理的関連性を有するものと主張している。そして、同議員は、a o 館への来訪時には、職員に対し、a r 遺跡との連携等について質問等を行い、a q 博物館への来訪時には、学芸員に対し、岩手県庁と青森県庁との連携について質問等を行ったものと認められるところ、同議員は、6 月 22 日に、県議会的一般質問において、北海道・北東北の縄文遺跡群の早期の世界遺産登録実現に向けて、今後どのような取組みを行うか質問を行い、知事からの答弁を得ていたことが認められる。

以上によれば、客観的にみて、上記活動に係る支出は、同議員の政務活動との間に合理的関連性が認められ、他に特段の事情は認められないから、本件使途基準に適合し、適法であるといえる。

（ウ） これに対して、原告らは、a o 館や a q 博物館に訪問の記録が残っていないことから、上記活動を行ったとは認められない旨、私的な美術館訪問と区別することができない旨を主張する。しかしながら、同博物館については同議員を宛名とする領収証が存在するから、同議員が同博物館に訪問したことは明らかであるし、a o 館についても、同施設側に訪問の記録が残っていないことによって、同施設を訪問したことが直ちに否定されるものではなく、同施設に訪問したとする同議員の陳述や証言に不自然なところは認められないことからすれば、上記のとおり訪問を行ったものと認められる。また、一般的には、これらの施設には観光目的等での訪問が想定されるものではあり、このことは同視察の実質が私的な観光であって、本件使途基準に適合しない支出がされたことを推認させる一般的、外形的事実に該当するといえることができるが、上述のとおり、同議員の議員活動の客観的状況についての反証に照らせば、a o 館や a q 博物館への訪問は、同議員の政務活動と合理的関連性があるものというべきである。

仙台高裁判決 H29. 4. 21（平成 28 年（行コ）第 12 号）（抜粋）

証拠及び弁論の全趣旨によれば、P 議員は、平成 21 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで、東京に在る国立 e k 美術館（省略）や e l 博物館（省略）を視察し、これに要した電車交通費 1 万 3840 円や、タクシー代 3490 円のうち 1745 円のほか、ホテル宿泊費 1 万 7200 円のうち 8600 円を政務調査費から支出したこと、国立 e k 美術館は、西洋美術に関する作品を公衆の観覧に供する施設であり、e l 博物館は、貨幣に関する歴史的、文化的な資料を収集、保管し、それらの調査研究を進めつつ、広く一般に公開する施設であることが認められる。

他の都道府県に在る文化施設を視察することは、その性質からして県政との関連性が直ちに否定されるものではない。そして、被告の提出した報告書及び P 議員作成の陳述書によれば、P 議員は、県民の文化への理解を深め文化振興を図るためにどのような政策を企画、提案すべきかを考察するために上記視察を実施したものとされているほか、収支報告書においてその成果を具体的に報告していることが認められるから、上記視察に要した交通費や宿泊費の支出については、県政との関連性を認めることができるのであって、上記支出が調査研究のために用いられる可能性がないとまではうかがわれない。また、上記各支出が実費を超えて支出されたものとはうかがわれないし、宿泊費については、本件手引の要件に照らし、不相当に高額であるということとはできない。そうすると、上記各支出は本件使途基準に合致しないものとはいえない。

(否定する裁判例)

青森地裁判決 R5. 2. 10 (令和 2 年 (行ウ) 第 7 号) (抜粋)

- (ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、E 議員は、4 月 15 日 (日曜日)、a j 美術館を訪問して a k の作品等を鑑賞し、その後、a l 市内の a m 館を訪問したところ、そのために要した旅費として合計 4860 円、a j 美術館のチケット代として 510 円を政務活動費から支出したことが認められる。
- (イ) 上記活動について、被告は、青森県を代表する a k の作品を県内及び県外の人に知ってもらうために、常設展示の可能性等を調査するために、来場者数の把握や職員との意見交換をすることを目的として来訪したものであり、上記活動に係る支出は、政務活動と合理的関連性を有する旨を主張する。
- (ウ) しかしながら、同議員が、議員活動として上記作品の常設展示に関する取組等を行っていたなどの事情を認めるに足りる確な証拠はなく、a j 美術館や a m 館への視察と、同議員の議員活動との関連性は客観的に明らかではない。これに加え、これらの施設は、一般的には観光目的や芸術鑑賞目的等で来訪することが想定されるものであり、同視察の実質が私的な観光であって、本件使途基準に適合しない支出がされたことを推認させる一般的、外形的事実に該当するといえることができる。したがって、被告において、上記視察の必要性・合理性について適切な反証をすることを要する。
- (エ) この点、同議員は、a j 美術館においては、領収証に氏名を書いてもらう目的で自身の身分を明かしたものの、館内の職員には身分は明かさずに一般客として見学を行ったものであり、職員との意見交換も一般客として質問を行ったにすぎないことからすれば、客観的にみれば、上記活動は観光目的等による訪問と何ら異なるところはなく、視察の必要性・合理性を認めるに足りない。また、他に視察の必要性・合理性を認めるに足りる反証はない。
- (オ) 以上によれば、上記活動に係る支出が政務活動と合理的関連性を有するものとは認められず、上記全額について、本件使途基準に適合しない違法な支出であるといふべきである。

仙台高裁判決 H29. 4. 21 (平成 28 年 (行コ) 第 12 号) (抜粋)

証拠及び弁論の全趣旨によれば、Q 議員は、平成 21 年 12 月 19 日、山形県の施設である f f において行われた狂言公演を鑑賞し、入場料 3500 円を政務調査費から支出したことが認められる。

狂言公演の鑑賞は、これが県政との関連を有するとは直ちに解し難く、上記支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことがうかがわれる。Q 議員作成の陳述書によれば、狂言公演が県民にどのように受け入れられているかを調査するために狂言を鑑賞したとのことであるが、その目的達成のために自らが狂言公演を鑑賞する必要性がどの程度あるのか疑わしいといわざるを得ず、県政に関する具体的な調査研究が現にされたとか、それが予定されていたなどの事情は認められない。そうすると、上記支出は、本件使途基準に適合しない違法な支出といふべきである。

⑩【会派提出意見】

会派分と個人分の区分のあり方の見直しについて

現行制度における会派分と個人分の区分は、実務上その境界が不明確な場面が多く運用の煩雑さを招いている。

特に会派分は、会派ごとの運用ルールのばらつきや返還率の高さから、政務活動費本来の役割を十分に果たせていない状況にある。

また、議員活動は会派と個人が一体的に行われることが多く、現行の区分の必要性については再検討が必要である。

については、実態に即した柔軟かつ効果的な活用が可能となるよう、区分の見直しを行うべきと考える。

(自由民主党)

【他都道府県の状況】

・各都道府県の条例を確認したところ、政務活動費の交付対象の状況は、以下の表のとおりです。

交付対象	都道府県の数
会派及び議員	19 道府県
会派のみ	17 都県
議員のみ	8 県
「会派」、「議員」、「会派及び議員」の選択制	3 県

・公表されている各都道府県のガイドライン等を確認したところ、会派及び議員を交付対象としている場合には、以下のとおり、6 県がそれぞれの区分等について記載していました。

山形県

「会派交付額」と「議員交付額」の配分について、以下のとおり記載されています。

会派に交付された政務活動費の議員個人への配分

会派に交付された政務活動費を単純一律に議員個人に配分することは適当ではないが、会派が計画し実施する調査研究事業を関係議員に分担させるため、会派から議員に対し必要な経費を支弁することはありえる。その場合、当該経費の収支について議員から会派に報告し、残額は会派に返還する必要がある。

議員に交付された政務活動費を用いての会派としての活動

会派に所属する議員が共同して調査研究を行う場合や、会派の事務局に調査等を依頼するといった場合には、議員から会派に対し所要額を拠出することはありえる。(人件費についても同様。) その場合、個人に係る政務活動費として収支を明確にしておく必要がある。

山梨県

- ・会派の政務活動について、「会派の政務活動を会派所属議員が分担して実施する場合は、総会での決定など会派としての意思決定を行う必要があり、また、役割を受け持った議員は、活動終了後、会派に対して一定の報告を行う必要があります。」と記載されています。
- ・「経費についての運用指針等」が、議員の場合、会派の場合に分けて記載されています。

(例)

- ・「議員の場合」にのみ、「調査研究費」の「充当可能な例」に「山梨県議会議員連盟が行う視察等調査研究」を記載
- ・「議員の場合」にのみ、「事務費」の「運用指針」として、「自動車の維持管理費」、「備品（購入費・リース料）、通信費、消耗品の按分」及び「自動車のリース」について記載

大阪府

- ・「使途基準の考え方」が、「会派に交付する政務活動に要する経費」、「議員に交付する政務活動に要する経費」に分けて記載されています。

(例)

- ・「会派に交付する政務活動に要する経費」の各経費に共通する事項として、「所属議員も含むこととし、議員が主体的に行う会派の活動に対する支援を行うことも可能とする」と記載
- ・「会派に交付する政務活動に要する経費」の「会議費」について、「会派が行う「各種会議」に「会派としての庶務的事項を協議決定するための会議も含まれる」旨を記載

奈良県

- ・「使途基準の考え方」が、会派分、議員分に欄を分けて記載されています。

(例)

- ・「会派分」について、ガソリン代及び自動車関係経費を対象外としている
- ・「会派分」の「広聴広報費」における「広報誌等」について、「所属議員を通じる会派の広報活動は実費弁償とする。」及び「議員への委託方式をとる場合は、契約書作成及び精算手続きを行うこととする。」と記載

島根県

- ・「政務活動の手引き」が会派交付分と議員交付分に分けて作成されています。

(例)

- ・「会派分」の「調査研究費」における「自動車リース料」について、「一般的には会派による車のリース使用は想定していないが、所属議員が1人の会派の場合等は、按分による充当が可能である。」と記載
- ・「会派分」の「広聴広報費」における「留意点」として、「当該資料に政党や後援会活動等の内容が含まれている場合には、印刷費、送料とも合理的な割合で按分すること。」という記載があるなど、各経費の「留意点」や「充当できないもの」に「政党」に係る記載がある

高知県

「政務活動費を充当できる具体的な経費の例示」及び「使途基準の詳細」が、会派の場合、議員の場合に分けて記載されています。

(例)

- ・「会派の場合」にのみ、「会議費」の「具体的な経費の例示」として、「会派勉強会等開催費」及び「関係団体との意見交換会経費」を記載
- ・「会派の場合」の「共通の留意事項」では、「領収書等の宛先は、原則会派の代表者とする。」と記載している一方、「議員の場合」では、「領収書等の宛先は議員本人とする。」と記載

【裁判例等】

- ・全国都道府県議会議長会事務局「政務活動費の運用に係る考え方参考資料」（平成 30 年 12 月）では、「会派が行う」調査研究活動について、最高裁判所の判例を挙げ、以下のとおり記載しています。

「会派が行う」調査研究活動について

- ・本件使途基準(注：条例施行規則)にいう「会派が行う」調査研究活動には、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれをゆだね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのものとして承認する方法によって行うものも含まれると解すべきである。
- ・そして、一般に、会派は、議会の内部において議員により組織される団体であり、その内部的な意思決定手続等に関する特別の取決めがされていない限り、会派の代表者が会派の名においてした行為は、会派自らがした行為と評価されるものである(最判平成 21 年 7 月 7 日 平成 19 年(行ヒ)第 170 号)。

(注) は全議事務局によるものである。

政務活動に係る懇親会等での議員の飲食費の取扱い 都道府県比較

※公表されている各都道府県のガイドライン等の確認、電話での聴き取りにより、議会事務局で作成

	政務活動に係る懇親会等での議員の飲食費の計上	上限額（１人１回当たり）	備考
北海道	条件付きで可	・会議等における昼食は、1,500円、夕食は3,000円 ・会合に関係する飲食は10,000円	社会通念上許容される範囲のものとする。
青森県	不可		
岩手県	条件付きで可		飲酒を伴う会合への参加に要する経費については、公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当なものであると認められることを前提とした上で、政務活動としての会議との一体性・関連性が必要。
宮城県	条件付きで可	飲酒を伴う場合の会費として充当できる金額は、会費の3分の2以内又は5,000円のいずれか低い額を上限とする	政務活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する（連続する）懇談会で、会費の額が明確に定められているものであっても、飲酒を伴う場合は、次に掲げる例を除き充当できないものとする。 ① 研修会、研究会等で外部講師を呼んでいる場合 ② シンポジウム ③ 異業種交流会 ④ 公的性格を有する経済団体や福祉団体等との意見交換会
秋田県	条件付きで可	10,000円	政務活動としての会議や研修会等と一体性・連続性のある場合に限り、政務活動費の対象経費とすることができる。 ただし、以下の懇談会費は政務活動費の対象外とする。 ①バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での懇談会費 ②議員同士の懇談会費 ③議員と県職員のみでの懇談会費 ④会派、議員個人、議員のみで構成される団体が自ら開催する懇談会費 ⑤開催通知等に会費の明記がない懇談会費
山形県	条件付きで可	5,000円	・政務活動としての研修会との一体性があり、その内容も講師や他の参加者との情報交換や意見交換を伴うなど社会通念上妥当なものであると認められる場合に限る。 ・会派及び議員間の懇談に要する経費には支出できない。
福島県	条件付きで可		懇談会等が酒食を伴う場合は、政務活動費の対象として支出することが適当でないと考える。 ただし、研修会とこれに引き続く懇談会等における会費が切り離せない場合は、例外的に支出できると考える。
茨城県	条件付きで可	・会議等における弁当代等 3,000円 ・会合等における飲食 5,000円	政務活動のため主催又は参加する視察・研修・講演会等と一体性のある飲食等の経費に支出できる。
栃木県	条件付きで可		会合の個々具体的な内容や実態（飲食・会食を主目的としているか否か等）により判断。
群馬県	条件付きで可	・会議等における弁当代 3,000円 ・会合等における飲食 5,000円	政務活動のため主催又は参加する視察、研修（会議）等と一体性のある飲食等の経費に充当できる。
埼玉県	条件付きで可	10,000円	主催する各種団体等の通知等の書類が整っていることが必要。
千葉県	不可		
東京都	不可		

	政務活動に係る懇親会等での議員の 飲食費の計上	上限額（１人１回当たり）	備考
神奈川県	条件付きで可	・ 昼食代は1,500円程度、夕食代は3,000円程度 ・ 会費として飲食部分と不可分の場合は、10,000円	・ 政務活動を目的として開催又は参加する会議や会合等と一体性・必然性があり、飲食の場所、内容等が社会通念上妥当なものである場合に限る。 ・ 会派単位及び他会派との会議に要する飲食費に政務活動費を充当することはできない。
新潟県	条件付きで可		・ 意見交換を目的とした会合に付随する（連続した）懇談会等の会費については、社会通念上妥当と考えられる範囲の額を充当することができる。 ・ 飲食が主である会合や会派又は議員間の懇談会等の会費には充当できない。
富山県	条件付きで可		会派（議員）が所属していない団体等が主催する意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であって、会費の額が明確に定められており、その金額も社会通念上妥当な範囲のものである場合に限り、充当できる。 ・ 飲食を主たる目的とした各種会合、会派や議員間の懇談会等の会費へは、政務活動費を充当しない。
石川県	条件付きで可	5,000円	・ 議連も含め会費の支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適用ものであるかがまず基準になる。 ・ 国会議員・都道府県議会議員・市町村議会議員同士の懇談会は不可。
福井県	条件付きで可	10,000円	・ 意見交換を目的とした会議等に付随する懇談会が対象。 ・ 懇談会費の負担がある場合、開催通知（会議資料）および領収書が必要。
山梨県	条件付きで可	5,000円	研修会、会議等に付随する懇談会であって、会費の額が明確かつ社会通念上妥当な範囲の場合に限る。
長野県	不可		
岐阜県	条件付きで可	会議弁当 3,000円 懇親会経費 5,000円	政務活動との一体性・関連性が必要であり、かつ、会費の支出先となる団体の活動内容やその金額、参加者、実施形態、開催場所等が「社会通念上妥当な範囲のものであること」等が必要。
静岡県	条件付きで可	5,000円	当該団体の活動内容や実態が政務活動に適用のものであり、会派（議員）が所属しない他団体の主宰する懇談会等の参加費については、実質的な意見交換が中心である場合に充当が可能。
愛知県	条件付きで可	10,000円	・ 会議等に伴う会食等については、会議等と一体性・必然性を持つものに限る。 ・ 議員のみで開催する会議等での食事代には、特段の事情がない限り充当できない。ただし、飲物代に充当することは差し支えない。
三重県	不可		
滋賀県	不可		なお、「調査途中の食事代」には充当可能としており、「昼食時間を挟む活動の場合は充当可能ですが社会通念上、妥当な額の範囲を超えないよう注意してください。」と記載
京都府	条件付きで可	5,000円	政務活動に資する会議等への参加会費が会議に引き続く飲食経費を含み不可分の場合等は、社会通念上の妥当性を超えない範囲で認める。
大阪府	条件付きで可	5,000円	
兵庫県	条件付きで可	・ 他者が開催する会議等における食事代等 5,000円 ・ 各種会合の出席に要する経費 10,000円（参加費の一部に区分不可能な食事代が含まれている場合）	・ 政務活動のために主催又は参加する会議、研修会、講演会及び意見交換会と一体的に付随する行為として提供される食事であって、かつ、食事代として支払いの区分が可能な場合。 ・ 社会通念上、必要かつ相当と認められる手段や範囲であることが必要。

	政務活動に係る懇親会等での議員の 飲食費の計上	上限額（１人１回当たり）	備考
奈良県	不可		
和歌山県	条件付きで可		・研修会、講演会等と一体的に付随する行為として提供される食事であって、かつ、食事代を区分して支払うことが可能な場合は、社会通念上相当と認められる範囲内で充当可。 ・会派内部における会食は充当不可。
鳥取県	条件付きで可	5,000円	会食等を伴う政務活動の目的等を証拠書類に記載するとともに、懇談会等の開催内容が確認できる資料を添付することが必要。
島根県	条件付きで可		・議員が行う政務活動と一体性のある会合等における食事、飲食の提供に係る経費に充当できる。 ・社会通念上妥当と考えられる範囲であること。 ・会派や議員間での懇談・懇親を目的とした会合に要する経費には充当できない。
岡山県	条件付きで可	5,000円	意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であって、会費の額が明確に定められており、その金額、参加者、実施形態、開催場所等が社会通念上相当な範囲のものである限り、充当することができる。
広島県	条件付きで可		社会通念上必要かつ相当と認められる範囲において、調査研究等活動の目的・内容と、飲食の場所・内容・金額等が、調査研究等活動に伴うものとして適切なものであることが必要。
山口県	不可		
徳島県	条件付きで可		政務活動に資する実質的な意見交換を主目的とした会合に付随又は連続して行われる懇談会であっても、酒類が提供される場合の参加費、会費については、支出するのに適さない。
香川県	不可		
愛媛県	条件付きで可	10,000円	・議員が所属していない他団体が主催する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する（連続する）懇親会であって、会費の額が明確に定められており、その金額も社会通念上妥当な範囲のものである場合に限り充当できる。 ・会派や議員間の懇談会等の会費へは充当できない。
高知県	不可		
福岡県	条件付きで可	・政務活動費として開催される昼食会等の経費 2,000円 ・会派における会議の際の昼食代等 1,000円 ・講演会等の参加費で飲食を伴うもの 2,000円	社会通念上妥当な範囲内であること等を前提とした上で、食糧費の支出自体が政務活動としての会議等との一体性がある場合に限り充当できる。
佐賀県	条件付きで可		・その会合の目的が真に政務活動に資するものであって、その参加者、実施形態、金額等が社会通念上妥当な範囲のものであること等を前提とする。 ・他団体が主催する研修会等に付随する（連続する）懇談会に、所属議員等が参加する場合、上記の前提にたつたうえで、政務活動や実質的な意見交換を主な目的とする会合と一体性・連続性のある懇談会については、政務活動費を充当することができる。
長崎県	条件付きで可	7,000円	忘新年会、慰労会等、社会通念上親睦のために開催されるものの参加費については、公的団体の主催で昼間に開催されるものを除き、原則、充当できない。また、参加者が県議会議員及び県職員のための懇親会等の参加費についても充当できない。

	政務活動に係る懇親会等での議員の 飲食費の計上	上限額（１人１回当たり）	備考
熊本県	不可		
大分県	条件付きで可	5,000円	・その会合の目的が真に政務活動に資するものであり、その参加者、実施形態、金額等が社会通念上相当な範囲のものであることを前提とする。 ・上記の前提にたつたうえで、調査研究や実質的な意見交換等を主な目的とする会合と一体性・連続性のある懇談会については、政務活動費に充当することができる。
宮崎県	条件付きで可		政務活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する（連続する）懇談会であって、会費の額が明確に定められており、その金額も社会通念上妥当な範囲のものである場合に限り充当が可能。
鹿児島県	条件付きで可		研修会等に付随する（連続する）懇談会等の会費については、会費の額が明確に定められ、金額が社会通念上妥当と考えられる範囲に限る。 充当に当たっては、研修会等の主催者が発行する領収書のほか、開催通知・会次第の写しなど、懇談会等が研修会等と付随（連続）して開催されたことを説明できる書類を添付すること。
沖縄県	不可		
集計	35	23	

政務活動費における自家用車を利用した旅費の取扱い 都道府県比較

※公表されている各都道府県のガイドライン等の確認、電話での聴き取りにより、議会事務局で作成

	ガソリン代の 実費精算… A	車賃方式… B	A、B の併用、 選択制等	車賃の額 (1 k m 当たり) ※一般職員の旅費と異なる 場合は太字斜体	備考
北海道	○				使用キロ数（記録することが必要）及び主な 用務で区分することにより按分して充当する ことができる。
青森県			○	25円	政務活動に使用した走行距離の記録により実 際に支払った金額の按分が原則だが、これに よることが困難な場合には車賃の額とする。
岩手県		○		37円	
宮城県			○	30円	・ 実費充当又は車賃相当額充当 ・ 実費充当の場合は、政務活動分として按分 した額を充当
秋田県		○		37円	
山形県		○		29円	
福島県		○		25円	
茨城県			○	28円	ガソリン代の実費、車賃のいずれかを選択
栃木県		○		37円	・ 議員の公務旅費における車賃も 1 k m 当たり 37円 ・ 職員の旅費における自家用自動車に係る車 賃の額は、1 k m 当たり 21円
群馬県			○	20円	・ ガソリン代の実費、車賃のいずれかを選択 (年度途中での変更は不可) ・ ガソリン代の実費の場合、1/2 を上限に充 当できる。
埼玉県	○				
千葉県	○				
東京都	○				
神奈川県	○				
新潟県			○	22円	走行距離による積算額（車賃）又は支払額の 按分額（調査研究その他の活動に使用した割 合により按分した額）を充当
富山県		○		37円	リース車を利用する場合は、走行距離 1 Km 当たり 18円 で計算する。
石川県			○	37円	・ 年間を通じて、走行距離での積算（車賃） か実費の按分のどちらかを選択 ・ 実費を按分する場合は、1 台限り、1/3 以 内 ・ 議員の公務旅費における車賃も 1 k m 当たり 37円 ・ 職員の旅費における私用車に係る車賃は、 1 k m 当たり 28円

	ガソリン代の 実費精算… A	車賃方式… B	A、Bの併用、 選択制等	車賃の額 (1 km当たり) ※一般職員の旅費と異なる 場合は太字斜体	備考
福井県			○	37円	・ ガソリン代の実費、車賃のいずれかを選択 ・ ガソリン代の実費計上の場合、使用実績または適切な割合で按分（上限1/2）
山梨県			○	37円	・ ガソリン代の算出が困難な場合に、車賃による額とする。 ・ 走行距離が不明な場合は、原則として、私用分を1/2とし、政務活動分を1/4、後援会活動等分を1/4として按分する。ただし、後援会活動等に私用車を使用していない場合は、政務活動分を1/2として按分する。
長野県		○		30円	
岐阜県			○	37円	走行距離に応じた燃料費（実費相当）（満タン燃料費×政務活動関係走行距離÷総走行距離）が原則だが、その算出が困難な場合は、車賃による金額の充当も可能
静岡県			○	18円	領収書による充当方式又は燃料単価による充当方式のいずれかによる
愛知県			○	25円	燃料代の実費が原則だが、車賃を実費とみなすことも可能
三重県		○		23円	
滋賀県			○	20円	車賃による額の計上、領収書等の添付による実費の計上のいずれも可
京都府			○	37円	・ 次の（ア）、（イ）のいずれかの充当方法を年度を通じて選択 （ア）政務活動に要した使用距離数1 km当たりにつき、費用弁償条例で定める額の範囲で充当（支払証明書により報告） （イ）政務活動の割合（使用距離数等）が明らかでない場合 1/2(領収書により報告)
大阪府			○	37円	政務活動に要した走行距離を実測し、車賃を乗じて得た額を原則とするが、自動車を使用して政務活動を行った場合の走行距離が、明らかではない場合には、ガソリン代を原則として私用、後援会、政務活動の割合を1/2、1/4、1/4で按分（後援会活動をしていない場合は、私用部分と1/2で按分）
兵庫県	○				ガソリン代の充当については、共通案分率（政務活動及びそれ以外の議員活動が混在する場合、1/2 等）の適用、または活動実態による充当のいずれかの方法による
奈良県	○				原則、使用実態での按分とするが、按分が困難な場合は、按分率限度割合（政務活動と後援会活動と併用して使用する場合 1/2以内等）を充当できる
和歌山県		○		20円	

	ガソリン代の 実費精算… A	車賃方式… B	A、Bの併用、 選択制等	車賃の額 (1 k m当たり) ※一般職員の旅費と異なる場合は太字斜体	備考
鳥取県	○				燃料費実費を政務活動に係る使用実態に じ、合理的に説明できる割合で按分するこ と。なお、使用実態を明確に区分できない場 合は、燃料費実費（議会活動に係るものを除 く）の1/2を上限とする。
島根県			○	20円	燃料代の実費が原則だが、燃料代の積算が困 難な場合は、燃料代に代えて、特例として車 賃により計算した額を充当することが可能
岡山県	○				個々の議員が活動実績に応じて見出した適切 な按分比率により、算出する。その按分の上 限を1/2とする。
広島県			○	35円	車賃による額の計上が原則だが、調査研究等 活動の使用実績に応じて、燃料代を按分する 方法も可能
山口県			○	30円	燃料代の実費が原則だが、特例として車賃に よる額を充当することが可能
徳島県	○				充当額は下記により整理 走行距離 (km) ÷ 当該自動車の燃費 (km/l) × 購入単価 (円/l) = 充当額 (円)
香川県			○	37円	・年間を通じて①又は②の方法を選択 ①購入金額で積算する方法 政務活動に使用した燃料費の実績の把握が困 難な場合は、政務活動費での負担割合を1/2 以内とする。ただし、実績の証明ができる場 合は、この限りでない。 ②走行距離で積算する方法 政務活動費走行台帳に政務活動に伴う走行距 離を記載し、車賃により積算 ・議員の公務旅費における車賃も 1 k m当たり37円 ・職員の旅費における自家用車等に係る車賃 は、1 k m当たり20円
愛媛県		○		37円	
高知県		○		37円	
福岡県			○	20円	充当額は、領収書により確認できる燃料代の 実費の1/2以内を原則とするが、政務活動の 行程を実測距離で区分して説明できる場合 は、領収書により確認できる燃料代の実費の 範囲内において、車賃により算定した額を充 当できる
佐賀県		○		30円	職員の旅費における自家用自動車に係る車賃 の額は、1 k m当たり20円

	ガソリン代の 実費精算… A	車賃方式… B	A、Bの併用、 選択制等	車賃の額 (1 k m当たり) ※一般職員の旅費と異なる場合は太字斜体	備考
長崎県			○	37円	・ 車賃による額を充当する方法、または燃料代支払額の1/2を上限として充当する方法のいずれかを選択できる ・ 議員の公務旅費における車賃も1 k m当たり37円 ・ 職員の旅費における自家用車に係る車賃は、1 k m当たり25円
熊本県		○		37円	
大分県	○				燃料代の領収書の写しを月ごとに整理し、適切な割合（政務活動走行距離／総走行距離）により按分した額を概算で充当
宮崎県			○	18円	自家用車を政務活動に使用した際の交通費は、その算出が困難なこと等から、燃料代の実費に代えて、距離を測り車賃により計算した額とするが、明らかでない場合には、燃料代を利用実態に応じて按分した額（ただし、按分率は2分の1を上限とする）を充当することが可能
鹿児島県			○	25円	自家用車を利用した政務活動の燃料費については、次のいずれかの方法による。 ① 燃料費の実費を政務活動に係る使用実態に応じ、合理的な方法による割合で按分する。 なお、使用実態を明確に区分できない場合は、上限を1/2とする。 ② 政務活動に伴う走行距離に車賃を乗じて算出する。
沖縄県			○	20円	次の（a）又は（b）いずれかの方法により算出（併用不可） （a）移動距離に車賃を乗じて算出 （b）年間の自家用車燃料代総額から、年間の出会旅費（交通費）総額を除いた額に1/2を乗じて算出
集計	11	13	23		

11. 5. 25 代表者会議決定
 14. 12. 19 代表者会議改正
 16. 2. 26 代表者会議改正
 18. 12. 19 代表者会議改正 (案)

議員の海外視察調査に関する取扱い指針 (改正案)

議員の海外視察調査については、平成11年度からは、県単事業で、参加議員が主体的に調査に関するテーマや内容を企画する「自主的視察調査」とする。

海外視察調査についての具体的な取扱いについては次のとおりとする。

第1 派遣対象

全議員

第2 海外派遣回数

議員の任期中原則1人1回とする。

第3 海外派遣の実施年度

海外視察調査の成果を県政に反映させるため、海外派遣は任期当初の3か年度で行うものとする。

第4 派遣団の構成

1派遣団は、原則として2名以上で構成する。

第5 派遣期間及び経費

派遣期間は2週間以内とし、費用は120万円程度とする。

また、支度料については支給しない。

第6 視察調査計画書の提出

メンバー、目的、日程等を記載した視察調査計画書(様式1)及び合見積2通を添えた見積書(合見積が取れない場合は、その理由を記した書面)を議員派遣の案件が提出される定例会の開催日までに議長に提出するものとする。

第7 派遣人員等の扱い

視察の各年度の派遣人員、会派配分は会派代表者会議に諮るものとする。

なお、会派合同派遣団を構成する場合は、会派代表者会議で調整するものとする。

第8 視察調査決定の手続き

海外視察調査決定の手続きは、「三重県議会議員派遣取扱要領」及び「三重県議会議員派遣取扱要領の扱いについて」に基づくものとする。

第9 視察調査結果の報告

海外視察調査に参加した場合は、帰国後、速やかに報告書を作成し議長に提出し、後日、全議員への報告会を実施するものとする。

また、報告書については、議会図書室に備え置き、自由に閲覧に供するとともに、その概要を議会広報紙等に掲載するものとする。

令和元年度以降の政務活動費収支報告書の修正届報告状況

資料3

(単位:円)

修正届 年月日	会派又は 議員名	年度	収支報告書(支出額)		差額(B-A)	修正理由	備考
			修正前(A)	修正後(B)			
R2.8.24	会派A	R1	10,313,268	10,313,268	0	支出計算書に書類(領収書)の添付漏れがあったため添付	支出額の修正なし
R2.8.24	B議員	R1	1,977,373	1,977,373	0	支出計算書に記載誤りがあったため修正	支出額の修正なし
R2.8.24	C議員	R1	2,075,782	2,030,782	△ 45,000	支出計算書に計上誤りがあったため修正	返還なし
R2.8.24	D議員	R1	1,804,721	1,804,721	0	支出計算書の添付書類(備品台帳)に記載誤りがあったため修正 支出計算書に書類(領収書)の添付漏れがあったため添付	支出額の修正なし
R2.8.24	E議員	R1	1,642,632	1,642,632	0	支出計算書に書類(領収書)の添付漏れがあったため添付	支出額の修正なし
R3.12.22	F議員	R2	2,653,301	2,653,301	0	支出計算書に書類(契約書の一部)の添付漏れがあったため添付	支出額の修正なし
R3.12.22	会派G	R2	2,060,766	2,060,766	0	支出内容を説明する書類(積算内訳書)の添付漏れがあったため添付	支出額の修正なし
R3.12.22	H議員	R2	1,492,958	1,373,258	△ 119,700	支出経費(人件費)の一部の計上を取り下げる修正	返還なし